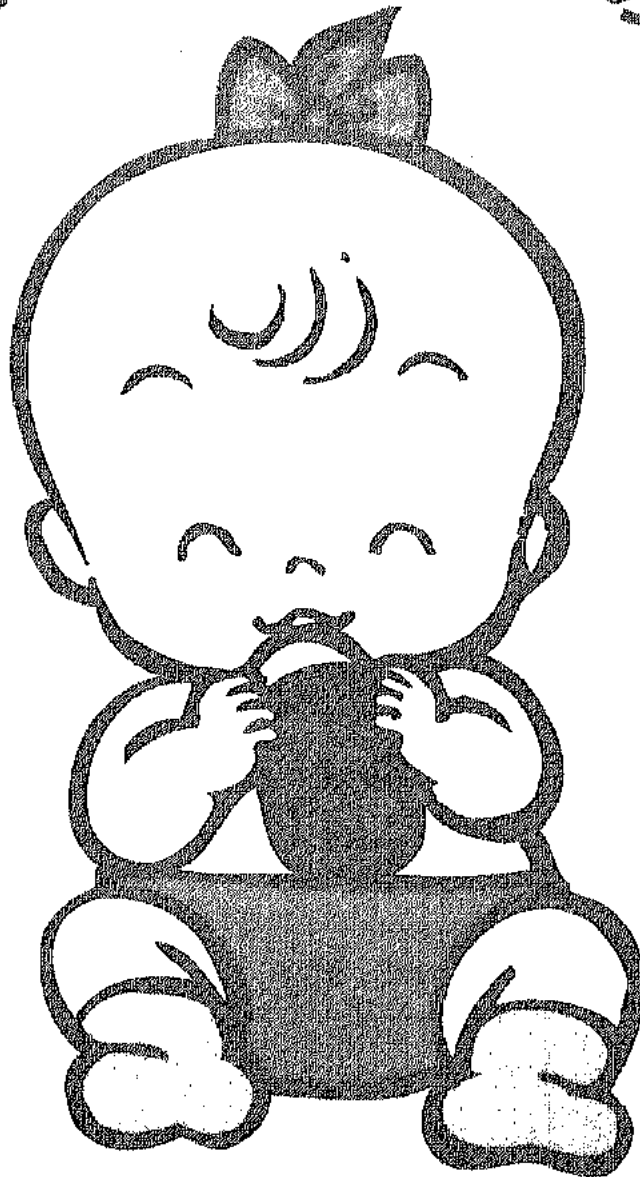


事業主・事業主団体の方へ

事業所内託児施設助成金のご案内



事業所内託児施設は仕事と育児の両立をサポートします

◆事業所内託児施設は、育児休業法において、子供を養育する労働者に対する事業主の援助措置の一つとされています。

労働省婦人局

事業所内託児施設助成金とは

企業内福祉制度の一環として新たに事業所内に託児施設を設置し運営開始する事業主、事業主団体の方に
対し、労働省では、託児施設の設置に要した費用（新築・増改築費、購入費等）の1/2を2,000万円を限度
に、さらに運営にかかる費用（専任の保母等の人件費、託児施設が賃貸借施設である場合の借料、託児施設
の運営を別企業へ委託している場合の委託料のうち専任の保母等の人件費）の1/2を年間360万円を限度に
最長5年間助成するものです。

◆ ご利用される方法は次の2タイプがあります。

● 設置費・運営費タイプ

助成額＝ 設置費×1/2(≦2,000万円)＋運営費×1/2(≦年間360万円)×5年間

● 運営費タイプ 申請時期によって、Aコース又はBコースのいずれかのコースで助成

Aコース（運営費を5年間助成するコース）

助成額＝ 運営費×1/2(≦年間360万円)×5年間

Bコース（運営費をおおむね4年間助成するコース）

助成額＝ 運営費×1/2(≦年間360万円)×おおむね4年間

あなたの企業はAコース・Bコースのどちらでしょうか

	運営開始日	運営開始後5年 を経過する日
Aコース		運営費・助成対象期間（5年間）
	運営計画 の提出 （運営開始2か月前までに提出のこと）	認定日
Bコース		運営費・助成対象期間（おおむね4年間）
	運営計画の提出 （運営開始2か月前の日の翌日から 運営開始後1年を経過する日までに提出のこと）	認定日 認定日の翌日

2 受給できる事業主等とは

1 雇用保険適用事業主又は事業主団体であること。

事業主とは	○この助成金は、企業単位ではなく、原則として雇用保険の適用に係る事業所単位で支給します。 ○事業主には、複数の事業主が共同して事業所内託児施設を設置・運営する共同事業主の場合も含まれます。
事業主団体とは	法律に基づく事業協同組合、商工組合、商店街振興組合、商工会議所、商工会、公益を目的とする社団法人、その他の団体をいいます。

2 新たに設置し運営開始する一定要件を備えた事業所内託児施設（4 ページ参照）についての計画を作成し、労働大臣の認定を受けること。

設置費・運営費タイプ	事業所内託児施設の建築工事着工の2か月前までに事業所内託児施設設置・運営計画を提出し、労働大臣の認定を受けます。
運営費タイプ	Aコース 事業所内託児施設の運営開始の2か月前までに、事業所内託児施設運営計画を提出し、労働大臣の認定を受けます。
	Bコース 事業所内託児施設の運営開始の2か月前の日の翌日から運営開始後1年を経過する日までに、事業所内託児施設運営計画を提出し、労働大臣の認定を受けます。



3 労働大臣の認定を受けた計画に基づき、事業所内託児施設を運営すること。

設置費・運営費タイプ	事業所内託児施設設置・運営計画の認定を受けた日の翌日から起算して原則として1年以内に事業所内託児施設の運営を開始します。
運営費タイプ	Aコース 事業所内託児施設運営計画の認定を受けた日の翌日から起算して原則として6か月以内に事業所内託児施設の運営を開始します。
	Bコース 労働大臣の認定を受けた事業所内託児施設運営計画に基づき引き続き事業所内託児施設の運営を行います。 ◇なお、事業所内託児施設運営計画の認定を受けた日に事業所内託児施設の運営を開始していない場合は、その翌日から原則として6か月以内に事業所内託児施設の運営を開始します。

4 育児休業制度の実施及び子供を養育する労働者に対する援助措置を講じていること。

育児休業制度とは	育児休業法に基づく育児休業制度であること。
子供を養育する労働者に対する援助措置とは	次のイ～ヌの措置のうち1つ以上実施していること。 イ 1歳以上の子を養育するための育児休業制度 ロ 短時間勤務制度 ハ フレックスタイム制度 ニ 所定労働時間を超えて労働させない制度 ホ 始業又は終業の時刻を繰り上げる又は繰り下げる制度 ヘ ベビーシッター費用に関する助成 ト 労働基準法に定められた水準を上回る内容の育児時間の導入 チ 育児休業中の生活資金の融資制度 リ 子供の病気を理由とする介護（看護）休業制度 ヌ その他労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置（例えば、育児休業中の労働者に対する金銭給付等）
◇事業主においては、すべての事業主が、事業主団体においてはその構成員事業主の1/3以上の事業主が、何れかを実施していることが必要です。	

3 受給できる事業所内託児施設とは

○以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

1 施設の規模

乳幼児の定員がおおむね10人以上であり、乳幼児1人あたりの面積は原則として7㎡以上であること。

2 施設の構造・設備

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（保育室）のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室は、次の基準を満たしていること。
 - イ 保育室の面積は満2歳未満の乳幼児1人あたり1.65㎡以上、満2歳以上の幼児1人あたり1.98㎡以上であること。
 - ロ 乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画すること。
 - ハ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。
 - ニ 保育室を2階以上に設ける建物は、保育室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。等
- (3) 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室及び調理室と区画されていること。また、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。
- (4) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

3 職員

- (1) 保育に従事する者の数は
- | | |
|-----------------|----------------|
| 乳児又は満3歳に満たない幼児 | おおむね6人につき1人以上 |
| 満3歳以上満4歳に満たない幼児 | おおむね20人につき1人以上 |
| 満4歳以上の幼児 | おおむね30人につき1人以上 |
- であること。ただし、少なくとも2人配置されていること。
- (2) 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあつては、1人）以上は、保母又は看護婦の資格を有するものであること。

4 施設の利用条件等

- (1) 事業所内託児施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者（事業主団体にあっては、団体を構成する事業主が雇用する労働者）とするものであること。
- (2) 託児時間は、利用する労働者の労働時間を勘案して設定するなど、利用しやすいものであること。
- (3) 利用者から託児料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならない等、適正な額であること。

4 その他の受給条件等

- 1 設置・運営しようとする事業所内託児施設に関して、国等から他の助成金を受けている等の場合は、この助成金を受給できません。

事業所内託児施設の設置費及び運営費に関して、国、雇用促進事業団及び(財)こども未来財団からの助成金等を受給している又は受給しようとしている事業主又は事業主団体は、この助成金を受けることはできません。

2 返還について

偽りその他不正の行為により助成金を受給した場合、助成金支給の目的が達成されなかった場合等は、受給した助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

3 報告について

- (1) 助成金受給に関し、定められた提出書類以外に確認のための書類の提出を求めることがあります。
- (2) 助成金受給対象となった事業所内託児施設の設置・運営開始後適切な時期に現況報告を求めることがあります。
- (3) 助成金を受給した事業所内託児施設を廃止又は休止しようとする場合は、その理由を付して事前に届け出なければなりません。

＜その他＞

○指導等

「事業所内託児施設」は児童福祉法の無認可保育施設に該当し、その運営や保育内容等に関しては、都道府県の保育行政の指導の対象となります。

○税法上の取扱い

この助成金の受給対象となった固定資産については、所得税法の規定による「国庫補助金等の総収入金額不参入」又は法人税法の規定による「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の取扱いを受け、課税の繰り延べができます。

○託児施設の設置基準について

託児施設の設置についての最低基準が、児童福祉施設最低基準により定められており、これを満たすものが望まれます。

1 助成金の額と種類

設置費	事業所内託児施設の新築又は購入に要した費用（土地の取得に要した費用は除く）の1/2 2,000万円を限度（1施設当り）
運営費	事業所内託児施設の運営にかかる費用の1/2 年間360万円を限度（1施設当り） 助成期間 最長5年間
但し、設置費・運営費ともに1事業主についての助成は、1回を限度とします。 (1,000円未満は切り捨てます。)	

2 助成の対象となる費用の範囲

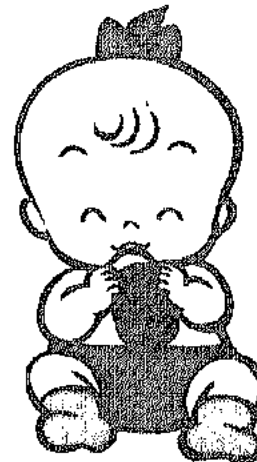
助成の対象となる費用は、設置費・運営費ともに、事業所内託児施設に係る部分に限ります。

(1) 設置費

イ 設置の種類

助成対象とする設置の種類は、次のとおりです。

- 新築
- 購入
- 既存の所有の建物の増改築
- 購入した既存の建物の増改築
- 貸借した建物の増改築



ロ 設置費の範囲

助成対象とする設置費の範囲は建築費、工事費及び設計管理料とします。工事費の内容には以下のものが含まれます。

工事費名	工事内容
暖房設備工事費	温水暖房、蒸気暖房その他これらに類する暖房設備の設備工事に要する費用。
冷房設備工事費	冷房設備の工事に要する費用。
避雷針設備工事費	建物に設置する避雷針の設備工事に要する費用。
汚水処理設備工事費	浄化槽（配管を含む。）、その他汚物処理に必要な設備工事に要する費用。
排水設備工事費	敷地内の汚水及び雨水を敷地外に誘導する工事に要する費用。
水槽設備工事費	給水工事及びポンプ設備工事に要する費用のうち建築主において負担する費用。
電気設備工事費	外線工事に要する費用のうち建築主において負担する費用、及び電気・放送設備に要する費用。
消防用設備工事費（自動火災報知設備工事を含む）	一般給水工事と別系統に配管された消火栓用配管設備工事に要する費用。ただし、ホースノズル等消火器具の設備に要する費用を除く（スプリンクラー、その他消防法及び同法施行令の規定により設置を義務づけられた設備工事に要する費用を含む。）。
ガス設備工事費	屋外ガス設備の設置工事に要する費用のうち建築主において負担する費用。
自動火災報知設備工事費	自動火災報知設備工事に要する費用。
排煙設備、非常用照明設備等工事費	排煙設備、非常用照明設備等建築基準法及び同法施行令の規定により設置を義務づけられた設備工事に要する費用。
テレビ共聴設備工事費	共聴アンテナ（配線を含む。）設備工事に要する費用。
引湯・給湯工事費	引湯・給湯工事（配管を含む。）に要する費用。ただし、暖房と併用のボイラーの設備工事に要する費用は、暖房設備工事費に含まれる。
外構工事費	門、囲障、構内通路等の外構設置工事に要する費用。

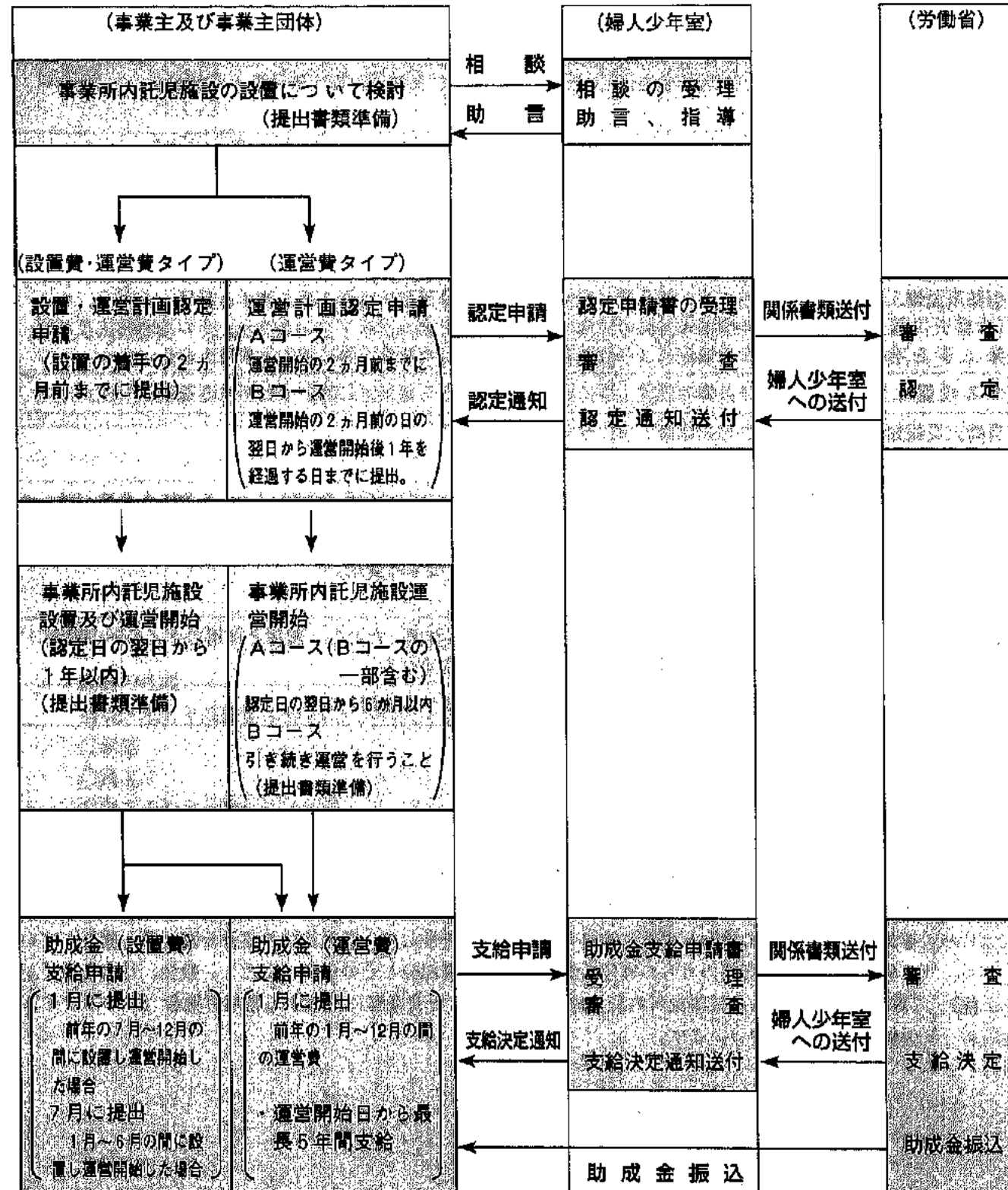
(2) 運営費

助成対象とする運営費の範囲は、以下のとおりです。

- イ 事業所内託児施設に配置された専任の保育等の人件費（給与、諸手当、労働社会保険料等）
 - ロ 事業所内託児施設が賃貸借施設である場合はその借料（ただし、敷金、礼金を除く。）
 - ハ 事業所内託児施設の建物を事業主等自らが設置又は貸借して、託児施設の運営を別企業へ委託している場合は、その委託料のうちの専任の保育等の人件費部分とその借料（ただし、敷金、礼金を除く。）
- 注）「専任」とは、専ら当該事業所内託児施設において、保育業務に従事する常用労働者（パートタイム労働者を含む。）をいいます。

6 助成金の受給手続き

1 助成金の受給手続きは次のとおりです。



2 手続きを進めるにあたって、以下の点にご留意ください。

(1) 相談

事業所内託児施設の設置・運営を検討中の方は事業所の所在地を管轄する婦人少年室に助成の要件、手続き等について、あらかじめご相談ください。相談はいつでも受け付けています。

(2) 設置・運営計画(又は運営計画)の認定申請

- イ 設置・運営の計画が具体化したら、託児施設の構造、設備及び運営並びに新築・改築等設置の種類及び予算額等を明かにした「認定申請書」及び添付書類を婦人少年室を経由して労働大臣に提出して下さい(申請書の記入は12ページ参照)。
- ロ 共同事業主の場合は託児施設の設置・運営に参加するすべての事業主の申請書を一括して提出して下さい(ただし、共通の事項の添付書類は一式のみでさしつかえありません)。
- ハ 提出時期
 - 《設置・運営計画 設置費・運営費タイプ》
設置の着手の2か月前まで
 - 《運営計画 運営費タイプ》
Aコース 運営開始の2か月前まで
Bコース 運営開始の2か月前の日の翌日から運営開始後1年を経過する日まで
- ニ 提出書類は、新築・改築等設置の種類、事業主か事業主団体か等により異なります。詳しくは10ページの提出書類一覧を御覧ください。
- ホ 設置・運営計画(又は運営計画)を大きく変更する場合には、計画変更認定申請が必要です。

(3) 運営開始

- イ 労働大臣の認定を受けた事業主等は、
 - 《設置・運営計画 設置費・運営費タイプ》
認定日の翌日から1年以内に運営開始
 - 《運営計画 運営費タイプ》
Aコース (Bコースの一部を含む) 認定日の翌日から6か月以内に運営開始
Bコース 引き続き運営を行うこと
- ロ 「運営開始」とは、雇用する労働者が事業所内託児施設を初めて利用したことをいいます。

(4) 助成金支給申請

- イ 運営開始後、定められた時期に「支給申請書」及び添付書類を婦人少年室を経由して労働大臣に提出して下さい(申請書の記入は13ページ参照)。
- ロ 共同事業主の場合は、(2)ロと同様に各々が支給申請書を提出して下さい。
- ハ 運営費は、助成期間(最長5年間)は、毎年申請する必要があります。
- ニ 提出時期
 - 《設置費》
運営開始日が 1月1日～6月末日の場合→7月末日まで
7月1日～12月末日の場合→翌年の1月末日まで
 - 《運営費》
毎年1月1日～12月末日までの支給対象該当期間について翌年の1月末日まで
- ホ 提出書類は、設置の種類、事業主か事業主団体か等により異なります。11ページの提出書類一覧を御覧ください。

7 提出書類一覧

「事業所内託児施設設置・運営計画認定申請書」

「事業所内託児施設運営計画認定申請書」

項 目	設置・運営計画			運 営 計 画	提 出 部 数
	新 築	購 入	増築、 改築、 増改築		
事業主 共同事業主 事業主団体 に 共 通	イ申請書	○	○	○	1
	ロ事業所内託児施設の付近見取図、配置図及び各階の平面図	○	○	○	2
	ハ改築に係る部分の改築前の平面図及び写真、並びに改築後の断面図			△	2
	ニ賃貸借契約書又は敷地の所有者の建築に関する承諾書の写（借地の場合）	△		△	2
	ホ賃借する建物の増築、改築承諾書（賃借の場合）			△	2
	ヘ建築基準法第6条第3項の規定による確認通知書の写（同法の適用を受ける場合のみ）	△		△	2
	ト申請に係る建物の賃貸借契約書（賃借の場合）			△	2
	チ費用の見積書の写	○		○	2
	リ購入予定価格書（これらのものが記載された募集パンフレットでも可）		○		2
事業主 共同事業主 に 共 通	ヌ事業所内託児施設の利用条件（託児科、託児時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類の写	○	○	○	2
	ル育児休業制度、子を養育する労働者に対する援助措置を定めた就業規則等の写	○	○	○	2
事業主団体	ヲ定款、寄付行為又は団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等	○	○	○	2
共同事業主	ワ共同であることを証明する書類（事業主間の協定書等）	○	○	○	2

△印は、該当する場合に提出する書類

「事業所内託児施設助成金支給申請書」

項 目	設 置 費			運 営 費	提 出 部 数
	新 築	購 入	増築、 改築、 増改築		
イ申請書	○	○	○		1
ロ建築基準法第7条第3項の規定による検査済証の写（同法の適用を受ける場合のみ）	△	△	△		2
ハ建築に係る部分の平面図及び断面図（但し断面図は改築のみ）	○	○	○		2
ニ施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真	○	○			2
ホ施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに増築、改築等の場合はその部分の増築、改築後の写真	○		○		2
ヘ建物登記簿謄本（所有権が移転した場合は移転後のもの）	○	○			2
ト工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）の写及び建築に要した総費用の領収書の写	○		○		2
チ売買契約書の写及び購入に要した費用の領収書の写		○			2
リ不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書（土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ）		△			2
ヌ事業所内託児施設の最初の利用者と事業主の間で交した利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類の写（利用開始日が明記された利用申込書等）	○	○	○	○	2
ル事業所内託児施設の利用条件（託児料、託児時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類の写	○	○	○	○	2
ヲ事業所内託児施設の業務に従事する者の労働者名簿	○	○	○	○	2
ワ事業所内託児施設に配置される有資格保母等の免許証の写				○	2
カ事業所内託児施設に配置される保母等の賃金台帳の写				○	2
ヨ事業所内託児施設に配置される保母等の出勤簿の写				○	2
タ事業所内託児施設が賃借施設である場合は、当該施設の賃借料領収書の写				△	2
レ託児事業の運営が別企業への委託である場合は、その委託料のうち人件費部分を証明する書類				△	2

△印は、該当する場合に提出する書類

申請書類の記載例

事業所内託児施設設置・運営計画(変更) 認定申請書

事業所内託児施設設置・運営計画の(案)認定を受けたいので、以下のとおり申請します。

勞勳大臣

平成6年8月/日

〒100 東京都千代田区千代田 1-2-3
 (TEL 03-3593-1111)
 東京 高橋 武蔵 代表取締役
 (父は妙法寺住持) 林 久雄 代表取締役
 代表者姓欄、氏名 代表取締役 霞 一郎 (印)
 (代表者主として法人の代表者として署名し、事務上の代表者)
 (法人の代表者として署名する場合は、法人の代表者として署名する)

[illegible]

樣式第4号-1

事業所内託児施設助成金（設置費・運営費）支給申請書

事業所内託児施設助成金（給付費…運営費）の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

勞勳大臣殿

平威 7 年 7 月 15 日

甲 100	東京都千代田区霞が関1-2-3	昭和10年11月11日	東京都千代田区千代田	代表取締役 霞一郎	(東京市千代田区千代田1-2-3)
東京都千代田区千代田	代表取締役 霞一郎	(東京市千代田区千代田1-2-3)			

[illegible]

樣式第1号-2

申請書類の記載例

有見休業制度の有無（事業主団体にあっては（ ）内に導入している事業所型を記入のこと。）

〔有〕所・無

〔有〕所・無

児童休業制度の有無（事業主団体にあっては（ ）内に記入している事業所数を記入のこと。）	(有) () 所 / 無
子を養育する労働者に対する奨励措置 事業主及び労働者（事業主において）に該当する符号に○印を記入する。 事業主団体においては該当する符号に措置を講じている事業所数を記入する。）	事業主・共同事業主 イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ス 事業主団体 イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ リ ス 内容 イ 1歳以上の子を養育するための育児休業制度 ロ 短時間勤務制度 ハ フレックスタイム制度 ニ 所定労働時間を超えて労働させない制度 ホ 始業又は終業の時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度 ヘ ペーパージッター費用に関する助成 ト 労働基準法に定められた水準を上回る内容の育児時間の算入 チ 育児休業中の生活資金の融資制度 リ 子供の病気を理由とする介護（看護）休業制度 ス その他労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置をする。）
同一事由による他の助成金等の受給状況	有
《「北見福祉」に対する他の助成金の受給及び支給予定の有無》	有
運営費	有
管理費	有
貸付金	有
事業主担当者	TEL 03-5593-1111
事務担当	氏名 関 水郎
役職	総務部長
総務課長	
事業主担当者	

英 理 廳	署 名	婦人少年室	平成 年 月 日 本省受理年月日	平成 年 月 日 受理番号	第 号
	室受理年月日	平成 年 月 日			
	室受理番号	第 号			
	認定年月日	平成 年 月 日 股定番号			

樣式第4号-2

[illegible][illegible]

育児休業等に関する法律の主な内容

- 1 1歳に満たない子を養育する男女労働者は、事業主に申し出ることにより育児休業をすることができます。
 - ・申出は、休業する期間を明らかにして行わなければなりません。
 - ・日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者は対象となりません。
 - ・専業主婦を配偶者とする労働者等については、あらかじめ労使協定が結ばれると対象から除外されます。
 - ・賃金を払うかどうかをはじめとする休業期間中の労働者の待遇については労使のとりきめに任されますが、事業主はこれらをあらかじめ定め、明らかにしておくよう努めることが求められます。休業後の取扱いについても同様です。
 - ・事業主は、労働者の配置等の雇用管理や休業期間中の職業能力の開発向上等に工夫を行い、労働者の育児休業の申出や休業後の就業が円滑に行われるよう努めることが求められます。
 - ・事業主は、育児休業を申し出たこと又は実際に育児休業をしたことを理由として労働者を解雇することはできません。
- 2 事業主は、育児休業のほかに、1歳に満たない子を養育する労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。
 - ・対象となる労働者から、日々雇用される者は除外されますが、育児休業の場合と異なり、期間を定めて雇用される者は除外されません。
 - ・労働者が就業しつつ子を養育することを容易にする措置は、次のいずれかの方法により講じなければなりません（則第20条）。
 - ① 短時間勤務の制度の創設
 - ② フレックスタイム制や時差出勤の制度の創設
 - ③ 所定外労働をさせない制度の創設
 - ④ 事業所内託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 3 事業主は、1歳以上小学校入学までの幼児期の子を養育する労働者についても、育児休業や他の就業しつつ子を養育することを容易にするための措置に準じた措置を講ずるよう努めることが求められます。

事業所内託児施設助成金・育児休業制度等の
問い合わせご相談は下記へどうぞ